

シャープ社友会 中部支部会則

本会則は社友会会則に準じ、中部支部としての運営基準を定めるものである。

第1条 (名称)

本会をシャープ社友会 中部支部と称する。

第2条 (事務所所在地)

愛知県名古屋市中川区山王3丁目5番5号 シャープ名古屋ビル内に置く。

第3条 (目的)

本会は会員相互の心身の健康維持増進を助長しつつ、親睦を図ると共に、活発かつ円滑な活動を通じて、会社に寄与する事を目的とする。

第4条 (会員資格)

本会の会員は、シャープ社友会会員の有資格者で、中部支部に入会を希望する者によって構成する。

第5条 (組織構成)

中部支部は次の地区により構成される。

愛知地区・三重地区・岐阜地区・静岡地区・長野地区・北陸地区

第6条 (役員)

本会に次の役員を置く。

支部長	1名	副支部長	2名
事務局長	1名	幹事「地区長・副地区長」	若干名
事務局	2名	会計	1名
広報	2名	会計監査	1名

支部長に助言を行う顧問を置く事が出来る。

第7条 (役員を選出)

イ. 地区それぞれに於いて幹事「地区長」を選出する。

各地区に於いて、副地区長を置く事が出来る。

ロ. 幹事会に於いて、支部長を選出する。

ハ. 支部長は副支部長、他役員(幹事除く)を指名する。

ニ. 顧問は役員会の推薦により委嘱する。

第8条 (役員任期)

支部長 3年「再任は妨げない」 他役員(顧問除く) 2年「再任は妨げない」

継続期間は原則2期迄とする。

第9条 (運営)

本会の運営は、自主的に行うことを原則として、次の通りとする。

イ. 役員会(PC役員会含む)は定期的開催し、事業活動の円滑な推進を図る。

ロ. 総会は年1回開催する。役員会が必要と認めた場合は、臨時に開催する事ができる。

ハ. 年度毎に会員名簿を発行、若しくはホームページに掲載する。

ニ. 会員相互の親睦を図る為、同好会・親睦会・旅行会等を開催する。

ホ. 会員への慶祝及び弔慰を行う。

第10条 (総会)

総会は中部支部の最高議決機関であって、支部長が開催通知を発し、出席者を以って成立し、出席者の過半数で議決される。

第11条 (会計)

本会の会計は年会費、新入会員の入会金及び寄付金、助成金をもって運営する。

会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日で終わる。

イ. 入会金、年会費は本部会則の定めるところにより、中部支部に納付する。

ロ. 既納の入会金、年会費は返還しないものとする。

ハ. 総会・同好会・懇親会・旅行会は開催の都度、実費を徴収する。

第12条 (事業報告及び収支決算報告)

事業報告及び収支決算報告は毎年一回の総会において承認を得る。

第13条 (会員資格の消滅)

本部会則第16条に準ずる。

第14条 (入会金及び年会費)

本部会則第13条に準ずる

「付則」

1. 本会則は、総会出席者の過半数の賛成により、改訂する事ができる。

2. 本会則に定めない事項については、細則に定めて会の運営を行う。

3. 本会則は、2009年4月1日より施行する。

4. 本会則は、2011年4月16日総会で一部改訂する。

5. 本会則は、2014年5月21日の総会で一部改訂する。

6. 本会則は、2016年5月14日の総会で一部改定する。

シャープ社友会中部支部 細則

中部支部運営の為、下記の細則を定める。

第1項（会員への慶祝及び弔慰）

イ. 「慶祝」祝金又はこれに相当する記念品を贈呈する。（支部長メッセージ添付）

古稀（満70歳）	2,000円	喜寿（満77歳）	5,000円
米寿（満88歳）	10,000円	白寿（満99歳）	30,000円

ロ. 「弔慰」

ア. 会員の死亡・・・支部長名の弔電と香典10,000円

イ. 会員の葬儀、告別式に参列する役員については交通費の実費を支給。

（但し3名以内とする。）

ハ. イ. 口項を執行するに当たり、予算に不足が見込まれる場合は、慶弔費を別途徴収する事が出来る。

第2項（日当・交通費等の支給）

イ. 役員会及び役員ミーティング(MTG)に出席の交通費は、実費支給する。

ロ. 役員の本部会議への出席交通費は、本部援助分を差し引き実費支給する。

ハ. 支部総会の開催に関し、北陸、静岡、長野の各地区に出席費用の一部として、定額補助を行う事が出来る。

ニ. 日当、その他の事項は役員会で決定する。

第3項（事務所運営事項等）

イ. 事務所の開所は原則として毎週月曜日とする。

開所の時間は10時～12時とする。（但し祭日、会社の休日の時は翌日とする。）

ロ. 日直は原則として愛知県在住の役員が交代で之に当たる事とする。

ハ. 日当は撤廃とし、交通費は実費支給する。

ニ. 社友会事務所に出向き、業務対応する役員に謝礼を支出することができる。

謝礼は、支部長、副支部長、事務局長が相談決定する。

第4項（役員に欠員が生じた場合の処置）

支部会則第6条の役員に、やむ得ない理由から欠員が生じた場合、支部長又は副支部長が代理を指名し、役員会に報告する事とする。

代理の任期は欠員の期間又は総会時点までとする。

第5項（PC役員会）

イ. 役員が集合が困難な場合、PC（メール）活用で役員会を実施する。

ロ. 主宰者は支部長、副支部長、事務局長とする。

ハ. 参加役員は、参加者全員に意見を送信し、過半数の賛成で決議とする。

「付則」

1. 細則の改定は、役員会の承認を得て行う事が出来る。

2. 本細則は2009年4月1日より施行する。

3. 2009年7月31日持回り役員会にて・第2項イ、第3項イ、ロ、ハ、第4項を追加及び改訂する。

4. 2009年11月6日役員会にて、第1項イ、ロの改定と第5項を追加する。

5. 2011年4月16日総会で一部改正、第6項を追加する。

6. 2012年2月22日役員会で第1項及び第2項の「ハ」を追加する。

7. 2014年4月、PC役員会で第1項を改訂する。

7. 2016年3月16日役員会で、第3項に二を追加する。

8. 2018年3月19日役員会で、第3項イ.ハを改定する。